

平成 2 9 年

亀山市教育委員会第 1 回臨時会会議録

亀山市教育委員会第1回臨時会会議録

1. 日 時

平成29年2月9日（木） 8時40分開会

2. 場 所

亀山市役所本庁舎3階 理事者控室

3. 出席委員

教育長	服 部 裕
1番委員	井 上 恭 司
2番委員	大 萱 宗 靖
3番委員	宮 村 由 久
4番委員	太 田 淳 子

4. 欠席委員

なし

5. 議事参与者

教育次長	大 澤 哲 也
教育総務室長（以下総務室長という。）	原 田 和 伸
参事(兼)学校教育室長（以下学校室長という。）	伊 藤 早 苗
教育研究室副室長（以下研究副室長という。）	小 坂 みゆき
生涯学習室長（以下生涯室長という。）	亀 山 隆
図書館長	井 上 香代子
教育総務室主幹（書記）	木 崎 保 光
教育総務室主任主事（書記）	三 井 直 子

6. 会議録署名者指名

3番委員（宮 村 由 久 委員）
4番委員（太 田 淳 子 委員）

7. 議事

教育長 議案第1号「平成29年3月亀山市議会定例会教育行政現況報告について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長 平成29年3月亀山市議会定例会に提出する教育行政現況報告を別紙のとおり策定することについて、委員会の議決を求めます。

(事務局により教育行政現況報告を朗読する。)

教育長 議案第1号について、質問を求める。

井上委員 2ページに「学習生活相談員の重点配置や配置校の拡大」と記載されている。大変好ましいことだと思う。人員数が担保されていればこれら2点は両立するが、担保されていなければ両立しないと思う。今の見通しを聞かせてほしい。

同ページ、児童生徒の安心・安全について、通学路に関しては、生涯学習室も一生懸命行っていたいただいていると思うが、以前、川崎小学校長から「通学路に危険な場所が多い」という話を聞いた。本文の「環境整備につきましては、・・・防災訓練等に努めてまいります」では、文章がつながっていないのではないか。

文書全体の話になるが、年度書き方について、「平成29年度」や「平成30年度」のように数字を用いて記載している場合と、「本年度」や「新年度」のように記載されている場合がある。分かりにくいところもあるので、書き方の整理をしてほしい。

3ページ、下から10行目に「課題システム「かめやまっ子チャレンジ」」と記載されている。「課題システム」という言葉について、前後の文脈からはある程度理解できるが、その言葉を単独で見ると、何のことか分からない。

同ページ最終行に「学校図書館活用アドバイザー」とあるが、現在でいう支援員の名称を変更したのか。それとも司書や支援員のほかに、新たに配置するのか。

5ページの図書館について、「図書館と学校図書館の連携」とあるが、「図書館」の前に「市立」と付けた方が分かりやすい。

同じく図書館について、「連携などの具現化を図ってまいります」と記載されている。成果については検証が必要だと思うが、

連携はすでにされている。「一層図ってまいります」等に修正した方がこちらの気持ちが伝わるのではないか。

学校室長 重点配置について、学習生活相談員は各校の実態に合わせ、網羅的ではなく、必要に応じて配置しています。状況次第では、2人配置している学校もあります。ここでの「重点配置」とは、「状況を見て重点配置を行う」という意味で記載しています。

また、配置校の拡大について、支援員の増については希望どおりにいかない状況であるものの、常勤であった学習生活相談員の一人を複数校に行っていただくよう配置することから、このように記載しています。

井上委員 重点配置についての考え方は理解できる。しかし、1人の支援員が複数校担当することを「配置校の拡大」と記載するのはいかなものか。また、1人の支援員が複数校担当し、両立できるものなのか。

学校室長 支援員の増員が理想だと思いますが、現状では増員することができないため、必要としている学校へ少しでも支援員を配置する方法を検討し、このような形を取りました。

井上委員 支援員が増となる可能性はあるのか。

学校室長 来年度については、今年度と同数の支援員分の予算要求を行いました。

教育長 「学習生活相談員の効果的な配置」等、表現については検討してほしい。

学校室長 児童生徒の安心・安全について、環境整備と防災訓練がつながっていないと思います。人的な環境も含めて、地域住民の方と共に環境整備を行いたいと考えてはいますが、特に具体策があるわけではありませんので、この部分を削除してもよいかもしれません。

井上委員 環境整備の面では、昨年度、加太小学校体育館吊り天井撤去工事を行った。また、それ以前にもガラス飛散フィルムの貼付も行っている。今後もこのようなハード面の改善予定はあるのか。

総務室長 来年度、井田川小学校体育館の照明改修工事を考えていますが、飛散フィルム貼付は予定していません。

井上委員 一気に改善はできないが、教育総務室が計画的に環境整備を行っている。このことを遠慮せずに記載してはどうか。若しくは学

校室長の発言どおり、環境整備について省いてもよい。検討してほしい。

教育長 教育総務室の環境整備については、4ページの学校施設等の整備関係にまとめて記載している。2ページの環境整備については、「防災教育の取組につきましては・・・」等すっきりまとめるなどして整理をしてほしい。

研究副室長 課題システム「かめやまっ子チャレンジ」とは、様々な補充学習等で活用する課題プリント等を系統別に配列し、頑張りカードや認定書等児童生徒の励みになるような資料のデータを学校へ提供するものです。しかし、「課題システム」という表現は分かりにくいため、言葉の変更を検討します。

学校図書館活用アドバイザーは、新年度新たに派遣するものです。退職した教職員が司書免許を取得していることから、学校司書と教員をつなぎ、効果的に取組を進めていけるよう各校をまわり指導を行う役割を担っています。よって、「新たに学校図書館活用アドバイザーを各小中学校へ派遣し・・・」に修正します。

井上委員 来年度、学校図書館には、司書、支援員、協力員及びアドバイザーがいることになるのか。

研究副室長 来年度からは支援員がなくなり全員司書となります。また、協力員もなくなりボランティアへ移行するため、職員としては、司書とアドバイザーのみになります。

井上委員 ボランティアにも多少報酬が出ているのか。

研究副室長 ボランティアの報酬は段階的に減らしており、今年度から無報酬でお願いしています。

井上委員 ボランティアとして続けていただけるとよいと思う。

アドバイザーは1人で14校回るということか。

研究副室長 そのとおりです。それだけの力をお持ちの方であり、各校月1、2回程度回ります。

井上委員 力量はあっても物理的に難しいように思うが、この方法が一番効率的であると考えているのであればよいと思う。来年度、人数が減っただけにならないよう、図書関係について充実させ、実績を残してほしい。

図書館 5ページ、図書館について、「市立図書館と学校図書館の連携」、「一層連携などの具現化を図ってまいります」に修正しま

す。

宮村委員 後ほど、議案として亀山市いじめ防止基本方針の一部改正について、協議事項として亀山市いじめ問題調査委員条例の制定について上程されている。このようないじめについての取組をどこかに触れておく必要があるのではないか。

教育次長 本議会にいじめ問題の関係条例を提案している件を、追記したいと思います。

太田委員 2ページ下から5行目において、これまであまり触れられてこなかった学校給食について記載されている。しかし、今後どのように考えているか分からないので教えてほしい。

学校室長 中学校給食については、学校給食検討委員会で提言をいただいたとおりです。ただし、今すぐではなく、今後は完全実施を視野に入れながら、先進地の視察などから情報を取り入れるなどし、検討していきます。

教育長 2ページ下から15行目にあるとおり、2人の教職員が文部科学大臣優秀教職員表彰をいただくことについて説明する。表彰を受けるのは井田川小学校の高宮主幹教諭及び長年、通級指導教室を務めている渡辺先生であり、先日表彰が内定した。亀山市でこの賞を受賞するのは、2人目と3人目になる。

また、亀山東小学校が、学力向上策も含め、国立教育政策研究所の教育課程に関する研究指定校として2年間指定されたので、一般方針に記載できれば入れる。

5ページ7行目に、「平成30年度の開校に向けて市民大学の方向性とカリキュラム策定に取り掛かります」と記載されている。カリキュラム策定に取り掛かるのはよいが、方向性には取り掛からないため、「方向性を明らかにしながら・・・」としてはどうか。

生涯室長 検討します。

教育長 ご指摘の部分を踏まえ、事務局で修正し、最終的には私に一任していただくとし、議案第1号について、可決することに異議はないか。

(異議はなく、議案第1号は可決される。)

教育長 議案第2号「平成29年3月亀山市いじめ防止基本方針の一部

改正について」を上程し、事務局の説明を求める。

教育次長

(提案理由説明)

(研究副室長詳細説明)

大萱委員

亀山市いじめ防止基本方針が平成26年度に制定された際、亀山市いじめ問題対策連絡協議会等も設置されたと思う。今まではそれぞれの学校または教育委員会が連携していじめ問題を解決してきたかと思うが、いじめ問題対策連絡協議会としては機能しなかったため、定期的な会議を行ってこなかったのではないか。

研究副室長

いじめ問題対策連絡協議会については今回新たに設置されるものであり、これまでは亀山市生徒指導協議会の中に警察等の関係機関が入ることで実務的な機能を果たしていました。また、亀山市いじめ問題調査委員会については、亀山市学校問題調査検討委員会が実務的な機能を果たしてきたのが現状です。

大萱委員

これまでもいじめ問題対策連絡協議会の構成メンバーで定期的に会議を行ってきたのか。

研究副室長

このメンバーでの会議は開催されていませんでした。

大萱委員

このいじめ防止基本方針には定期的に会議を行うという内容が入っているため、今後は定期的に開催し、いじめの防止や解決に向けて機能していくようお願いしたい。

太田委員

資料の図はどこかに提出するのか。

研究副室長

議会へ条例案を提出する際に資料として提出する予定です。

太田委員

以前、学校問題調査検討委員会に保護者として参加していたことがある。資料にも、学校問題調査検討委員会の関係機関として「PTA等」と書かれているが、新旧対照表の2(6)改正後のいじめ問題対策連絡協議会の構成には記載されていない。改正後、「保護者は構成メンバーではない」と誤解を招かないか。

研究副室長

構成については、「等」の中に保護者も含んでいます。また、「その他教育委員会が必要と認める者」の中も含んでおり、そこにPTAの会長等も含めるかについては現在検討しています。

教育次長

いじめ問題対策連絡協議会は15名以内、弁護士等の専門家で構成されるいじめ問題調査委員会は5名以内の構成で考えています。

井上委員

改正前のいじめ防止基本方針ではかなりいろんな人が羅列し網羅していたのに対し、改正後は絞り込みを行い、いなくなった分

野については「等」という言葉でまとめている。改正前の書き方では不都合があるのか。

教育次長 改正後のいじめ防止基本方針については、協議事項の条例案と整合させています。また、警察や市については組織の機構改革等で名称変更した際に修正の必要がないよう、役職名等を細かく書かないようにするなど、幅広く整理しました。

教育長 方針は教育委員会で作成するため議案になっているが、条例提出権は市長にしかないため、条例の中身について後の協議事項で協議し、意見をいただく。

亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例（案）の内容は26ページから載せている。第5条に委員の構成が記載されており、第6項に「その他教育委員会が必要と認める者」と記載している。また、亀山市いじめ問題調査委員会条例は34ページから載せており、第4条第4項に「その他教育委員会が必要と認める者」と記載している。いじめ問題調査委員会は重大事項が発生した際に設置されるものであり、関係者以外で構成している。

教育次長 方針では「等」を用いていますが、条例では「その他教育委員会が必要と認める者」と記載するのが一般的です。

宮村委員 9ページ「亀山市いじめ等の教育相談窓口」の相談日時が月から金曜の午前9時から午後5時となっている。いじめ問題は緊急を要する場合があるが、土日や夜中はどのような対応になるのか。

研究副室長 土日については、県の方で「こどもほっとダイヤル」というものがあり、定期的にその連絡先のカードを全小中学校で配布しています。なお、亀山市いじめ等の教育相談窓口の連絡先は教育研究室の電話番号です。

教育長 このいじめ防止基本方針は県及び国にもある。現在、国のいじめ防止基本方針の見直し作業が進んでおり、連日新聞を賑わせている震災いじめへの対応、いじめの定義の見直しやいじめの解決の判断基準の見直し等が検討されている。国の見直し内容に沿って、市の方針も見直す可能性があることをご承知いただきたい。

（ほかに質問はなく、議案第17号は可決される。）

8. 協議事項

教育長 協議事項1「平成28年度教育予算3月補正について」説明を
求める。

(主な内容について総務室長、研究副室長説明)

井上委員 16ページ、教育総務室の歳出の補正が、3項目全てが100
万円減額となっている。こんなにも揃うものなのか。

21ページ 社会教育費・社会教育総務費・社会教育推進事業
の報償費の減額理由が「管理外プール実施校減による減額」とな
っている。管理外プールの実施している学校、実施していない学
校、今回実施しなかった学校を教えてください。

総務室長 教育総務室の補正が3項目とも100万円減額である点につい
ては、金額を合わせたわけではなく、実績に基づき検討した結
果、たまたま3項目とも同額で減額することとなりました。

教育長 小学校の複写機使用料が100万円も余ったのか。

総務室長 複写機使用料の平成28年度当初予算の要求は総務法制室の見
積を基に行いました。しかし、入札の結果、契約額が安価とな
り、今回の補正で100万円減額することとなりました。

生涯室長 管理外プールはPTAが中心となり実施していますが、亀山西
小学校は実施していません。なお、今回実施しなかった学校は川
崎小学校であり、改築工事の関係でプールを取り壊すため、実施
できませんでした。当初予算要求時は実施を想定していましたが、
実施できなかったため、今回減額補正を行います。

井上委員 加太小学校は夏休みに自校のプールで管理外プールを行って
いるが、関小学校は関B&G海洋センターのプールを使用している
と思う。関小学校でも管理外プールを行っているのか。

生涯室長 そうです。管理外プールの際、関小学校のPTAは関B&G洋
センターで見守りを行っています。

(ほかに質問はなく、協議を終わる。)

教育長 協議事項2「亀山市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定につ
いて」説明を求める。

(研究副室長説明)

井上委員 いじめ問題対策連絡協議会の会長と副会長は、どのポジション
の方を想定しているのか。また、会議は定期的に行うのか。もし

不定期であるのであれば、頻度を教えてほしい。

教育次長 会長及び副会長の考え方について、他市町の状況も調べましたが、各市町で考え方が異なっていました。私案ではありますが、亀山市としては、現場の連絡役ということで校長会の会長にいじめ問題対策連絡協議会の会長をお願いしたいと考えています。

会議は年2回を予定しており、新年度予算では会議2回分の金額で予算内示がありました。なお、2回とも定期的な会議です。

井上委員 委員のところに「校長会の会長」と書いてもよいかもしれない。教職員の代表として校長会の代表が出てきている。いじめは正しく学校現場で起こっているため、会長は教職員の代表に決めることになるのではないかと思う。

教育次長 井上委員の意見は理解いたしますが、例規上では、会長は教職員の範疇で整理をしたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

井上委員 教職員の数を何名くらいを想定しているかは別として、必ず校長会の会長は構成に含めるということか。もし、会長を校長会の会長と決めているのであれば書いてはどうかと思ったが、校長会の代表が教職員に含まれているのであればそれでよいと思う。

太田委員 学校問題調査検討委員会の構成の中には高校の校長先生も含まれていると思うが、いじめ問題対策連絡協議会の構成には記載されていない。教職員等やその他教育委員会が必要と認める者として考えているのか。

教育次長 高校の校長先生も教職員等に含まれます。構成案は12人ですが、条例上の定員は15人ですので、もし高校の先生が必要となった場合は教職員等として増員することができます。ただし、現在は高校の先生を構成に含めることは想定していません。

教育長 学校問題調査検討委員会がなくなり、いじめ問題対策連絡協議会になるのではなく、今後も存続していく。

宮村委員 学校問題調査検討委員会には保護司が構成に含まれていたが、いじめ問題対策連絡協議会には含まれないのか。

教育次長 保護司やPTA連合会の会長は、いじめ問題対策連絡協議会ではその他教育委員会が必要と認める者として考えています。

研究副室長 人数が多いと詳しく協議しにくいいため、いじめ問題対策連絡協議会は人数を少なくしたいと思っています。ただし、学校問題調

査検討委員会は今後も存続しますので、そこに保護司等に入っていただきます。

宮村委員 いじめ問題対策連絡協議会の定員である15名までに余裕があるので、保護司の意見があってもよいかと思った。

研究副室長 いじめ問題対策連絡協議会では、第7条第4項に「いじめ問題対策連絡協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる」とあるため、会議で必要と認められた場合は、定員である15名を超えても出席させることができます。

井上委員 いじめ問題対策連絡協議会のメンバーから保護司を外すのはよい。しかし、必要に応じて出席させるメンバーとして保護司を呼ぶのはどうかと思う。

教育長 亀山市生徒指導協議会の中にも関係機関及び専門機関を呼んでいる。また、サポート推進委員会やいじめ問題調査委員会等多くの組織が存在する。いじめ問題対策連絡協議会を設置する際、これらの組織をスクラップアンドビルドしようとしてはいない。保護司や弁護士に出ていただく会議は残し、新たに設置するいじめ問題に特化したいじめ問題対策連絡協議会は精選したメンバーで構成したい。

教育次長 現在、保護司はサポート推進委員会に出ていただいています。が、いじめ問題調査委員会には出ていただいていません。よって、いじめ問題対策連絡協議会でも保護司の出席は想定していません。

教育長 保護司を含めると、「新たに組織ができたため多くの会議に出ないといけない」と言われそうである。

大萱委員 資料の組織図が分かりにくい。今までと変わった箇所はどこか。

研究副室長 現在ない組織は亀山市いじめ問題対策連絡協議会であり、これまでは亀山市生徒指導協議会がその役割を担っていました。また、亀山市いじめ問題調査委員会と亀山市いじめ再調査委員会も現在ありません。

大萱委員 いじめ問題対策連絡協議会は、いじめ防止基本方針にこれまでも記載されていたが設置していなかったため、今回新たに設置するということか。

- 研究副室長 そのとおりです。
- 大萱委員 もしいじめが発生した場合は、まず各学校所管のいじめ防止対策委員会で話し合いが行われ、学校問題調査検討委員会等関係機関とも話し合いながら解決をしていくと思うが、解決しない場合、いじめ問題対策連絡協議会が急遽会議を行うこともあるのか。
- 研究副室長 いじめ問題対策連絡協議会は定期的な情報共有の場であり、調査を行うことはありません。
- 条例の制定後は、重大事態が起こった場合、各学校所管のいじめ防止対策委員会か教育委員会所管のいじめ問題調査委員会のどちらで調査するかを、教育委員会が判断します。どちらが調査を行うこととなっても、調査結果を市長へ報告します。市長が「再調査の必要がある」と判断した場合、亀山市いじめ再調査委員会がいじめ問題調査委員会の調査結果に対し再調査を行います。
- 宮村委員 資料のビジュアルは綺麗だが組織が多いため、私たち教育委員でも混乱する。議会に提出しても議員の方も混乱すると思う。新たに設置する3つの組織と既存の組織が分かるように整理した方がよいと思う。
- 教育次長 色の種類が多すぎるため、新しい組織と既存の組織の二色程度で整理します。
- (ほかに質問はなく、協議を終わる。)
- 教育長 協議事項3「亀山市いじめ問題調査委員会条例の制定について」説明を求める。
- (研究副室長説明)
- 宮村委員 臨時委員としては、北勢児童相談所、亀山警察署、津地方法務局の方も想定しているのか。
- 教育次長 重大事態で調査の必要がある場合は、その方々を置くことができます。
- 宮村委員 重大事態が起こり、どう対処するかを考えると、弁護士や学識経験者等の方を呼ぶことは大切だと思う。5名の委員を呼ぶ場合、弁護士、学識経験者、警察等の重要度はどのように考えているのか。
- 教育次長 基本的には弁護士や学識経験者、臨床心理士等を呼ぶことを想

定しており、重大事態ではその方々を複数人呼ぶようにしたいと考えています。

宮村委員 重大事態となった場合は一刻を争うため、悠長に会議を行っている場合ではないと思う。必要に応じて必要な臨時委員を呼ぶという理解でよいか。

教育次長 はい。

井上委員 いじめ問題調査委員会といじめ再調査委員会のメンバーが被る可能性はあるのか。

研究副室長 市民文化部で調整いただき、いじめ再調査委員会のメンバーはいじめ問題調査委員会のメンバーとは別の方に委嘱してもらうよう考えています。

井上委員 弁護士も別の方に委嘱するのか。

研究副室長 そのとおりです。

宮村委員 2つの組織の構成メンバーは重複しない方がいいのか。

研究副室長 法では、いじめ再調査委員会は調査結果に対する調査を行うこととなっているため、別の方に委嘱しなければなりません。

教育長 全て、大津のいじめ自殺問題からスタートしている。

大萱委員 いじめ問題調査委員は5名以内であるが、聞き取りする方は別に記載しておかなくてもよいのか。

教育次長 35ページ第7条第4項に「いじめ問題調査委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて・・・」と記載することで対応しています。

(ほかに質問はなく、協議を終わる。)

8. その他

事務局 2月定例会は2月22日(水)午前9時半からとする。
第2回臨時会は3月1日(水)とする。

9. 閉会

午前10時25分